

七、大會内容

1、開會の辭

2、君が代合唱

3、議長選舉（司會者一任）

議長

末

水

節

4、宣言朗讀（別紙の通）

5、演説

神武會

山田

某

非常時の聲は津々浦々に至つた、國難は國內、國外にあるが腐敗せる政黨を打倒せずば國難突破は出来ない、一君萬民の下に維新を斷行せねばならぬ、國難を招來したロンドン會議は國民にその報告なくして糊塗された、ロンドン條約の内容を壇上より叫べば中止は間違ひない、佐郷屋君も五・一五事件の諸君もこの結果によるものである、此等愛

國の諸氏は罪せられ法網を潛る高位高官は罪せられない、我國の法律は國民の法律か、法律ありての國民であるか、クモの巢にはヒヤ小さい蟲はかゝるが、雀の様な大きいものはかゝらぬ、昭和大陸獄事件を初めとし國民の血を吸ひ税金を誤麗化した大官が罪せられないのは行故かと疑念を持つ、有職階級が法を潛り貧乏人は潛る事が出来ない、佐郷屋君は死刑となつたが濱口首相のやられたのはロンドン會議の結果である、こんな罪惡は大官自ら引き込んだものではないか、佐郷屋君の減刑方法を講じたい、五・一五事件の諸君がなした時期は異つて居るが精神は同一だ、死刑は余り過重ではないかと信ずる、叛亂罪は最も重きものである。佐郷屋君も海軍被告と同様でよいと思ふ、軍人に軽く民間に重いとすするなら五・一五事件民間諸君の刑を慮